

令和 7 年度

石巻市放課後児童クラブ

利用のしおり

申請前に必ず確認してね！



目 次

I 放課後児童クラブについて p. 2

- 1 放課後児童クラブとは
- 2 開所期間及び開所時間
- 3 臨時閉所
- 4 一日の流れ
- 5 児童クラブ一覧 p. 3
- 6 利用者負担金 p. 4
- 7 コドモン（アプリ）への登録について
- 8 Q&A p. 5

II 利用申請について p. 6

- 1 利用基準
- 2 申請について p. 7
- 3 申請書の配布について
- 4 提出書類 p. 8
- 5 就労外要件申立書について p. 9
- 6 申請書類の審査 p. 10
- 7 利用申請書記入の際の注意点
- 8 審査結果の通知
- 9 記入例 p. 11
- 10 Q&A p. 15

III 入級決定後の各種手続きについて p. 17

- 1 口座振替
- 2 スポーツ安全保険
- 3 与薬依頼書
- 4 利用者負担金の減免申請 p. 18
- 5 各種変更申請 p. 19

IV 入級決定後の注意事項について p. 20

V 民間の児童クラブについて p. 21

I 放課後児童クラブについて

1 放課後児童クラブとは

石巻市では、保護者（父母・同居の75歳未満の祖父母）が就労や疾病等により昼間家庭にいない児童及び石巻支援学校小学部までの児童を対象に、児童クラブを開所し、授業の終了後に小学校の余裕教室や専用教室等を使い、児童へ適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図ることを目的として運営しています。

2 開所期間及び開所時間

（1）開所期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

（2）開所時間

開所日	小学校授業日	午後１時（放課後）～午後６時
	長期休業期間（夏・冬・春休み）	午前８時～午後６時
	平日の学校休業日	
閉所日	土曜日・日曜日・祝日・年末年始及び市長が特に認める日	

3 臨時閉所

（1）感染症などによる児童クラブの受入れについて

インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等により、学級閉鎖や学年閉鎖となった場合には、該当する学年、学級の児童は利用できません。また、学校閉鎖した場合は、児童クラブも閉所します。

（2）災害発生時（地震や台風等）について

地震や台風、集中豪雨等により被害が生じるおそれがある場合に児童の安全を確保するため、児童クラブの開所を中止することがあります。

4 児童クラブでの一日の流れ

《 授業がある日 》

下校 → 児童クラブ入室 → 遊び・宿題 → 退室（帰宅）

《 授業がない日 》 … 夏休みなどの長期休業期間

児童クラブ入室 → 遊び・昼食・自主学習 → 退室（帰宅）

※活動内容については、各クラブで異なります。

※学校給食がない日は、ご家庭でお弁当を持たせてください。

◎帰宅方法

保護者のお迎えかひとり帰りとなります。ひとり帰りの場合、各小学校が指定する完全下校時刻に合わせての下校となります。それ以降に帰宅する場合は、保護者のお迎えとなります。

5 児童クラブ一覧

地区	対象小学校	クラブ名	場所	定員	電話番号	運営
石巻地区	向陽小	向陽地区第一放課後児童クラブ	小学校敷地内専用教室	70人	95-1270	R7より シダックス大新東 ヒューマンサービス(株)
		向陽地区第二放課後児童クラブ	かもめ学園敷地内専用教室	70人	96-6540	
		向陽地区第三放課後児童クラブ	小学校内	40人	95-0260	
	渡波小	渡波地区第一放課後児童クラブ	小学校敷地内専用教室	50人	97-2416	(特非)むげん感ぱにー
		渡波地区第二放課後児童クラブ		50人	25-1921	
	石巻小	石巻地区第一放課後児童クラブ	旧中央児童館内	50人	23-3298	シダックス大新東 ヒューマンサービス(株)
		石巻地区第二放課後児童クラブ		40人	23-7406	
	中里小	中里地区第一放課後児童クラブ	小学校敷地内専用教室	70人	23-3341	
		中里地区第二放課後児童クラブ		50人	23-1303	
	鹿妻小	鹿妻地区第一放課後児童クラブ	小学校敷地内専用教室	50人	93-9714	
		鹿妻地区第二放課後児童クラブ		50人	96-7880	
		鹿妻地区第三放課後児童クラブ		50人	93-3112	
	大街道小	大街道地区放課後児童クラブ	小学校内	70人	94-0285	R7より シダックス大新東 ヒューマンサービス(株)
	釜小	釜地区第一放課後児童クラブ	小学校隣地専用教室	70人	94-8533	シダックス大新東 ヒューマンサービス(株)
		釜地区第二放課後児童クラブ	小学校敷地内専用教室	50人	23-0465	
	蛇田小	蛇田地区第一放課後児童クラブ	小学校敷地内専用教室	40人	23-8253	(特非)乳幼児保育園ミ ルク
		蛇田地区第二放課後児童クラブ		40人	22-8575	
		蛇田地区第三放課後児童クラブ	蛇田地区放課後児童クラブ うーるー	40人	98-5631	
		蛇田地区第四放課後児童クラブ		40人		
		蛇田地区第五放課後児童クラブ		40人		
		蛇田地区第六放課後児童クラブ		40人		
		蛇田地区第七放課後児童クラブ		40人		
	開北小	開北地区第一放課後児童クラブ	小学校敷地内専用教室	55人	23-3433	R7より (株)アンフィニ
		開北地区第二放課後児童クラブ	小学校内	40人	23-3558	
	山下小	山下地区放課後児童クラブ	小学校内	50人	93-7241	
	住吉小	住吉地区放課後児童クラブ	小学校内	50人	23-1623	シダックス大新東 ヒューマンサービス(株)
	貞山小	貞山地区放課後児童クラブ	小学校敷地内専用教室	50人	95-2606	
	万石浦小	万石浦地区第一放課後児童クラブ	小学校敷地内専用教室	50人	97-5078	
		万石浦地区第二放課後児童クラブ		50人	25-3825	
	湊小	湊地区放課後児童クラブ	湊こども園内	70人	94-5018	R7より (株)アンフィニ
	稲井小	稲井地区第一放課後児童クラブ	旧稲井幼稚園内	40人	91-2152	
		稲井地区第二放課後児童クラブ	小学校隣地専用教室	40人	91-2855	
		稲井地区第三放課後児童クラブ		40人	91-2110	
河北地区	飯野川小	飯野川地区放課後児童クラブ	小学校内	50人	62-3202	R7より シダックス大新東 ヒューマンサービス(株)
	大谷地小	大谷地地区放課後児童クラブ	小学校内	40人	62-2388	
	二俣小	二俣地区放課後児童クラブ	小学校敷地内専用教室	50人	62-8580	
雄勝地区	雄勝小	雄勝地区放課後児童クラブ	小学校内	20人	90-9657	
河南地区	広淵小	広淵地区放課後児童クラブ	小学校敷地内専用教室	50人	73-3601	シダックス大新東 ヒューマンサービス(株)
	須江小	須江地区第一放課後児童クラブ	小学校敷地内専用教室	50人	73-2553	
		須江地区第二放課後児童クラブ		50人	73-2675	
	北村小	北村地区放課後児童クラブ	北村農村交流センター内	40人	73-2033	
	前谷地小	前谷地地区放課後児童クラブ	小学校敷地内専用教室	50人	72-2016	
	和淵小	和淵地区放課後児童クラブ	和淵老人憩いの家内	30人	72-3346	
	鹿又小	鹿又地区第一放課後児童クラブ	鹿又保育所隣地専用教室	50人	74-2255	(社福)一視同仁会
鹿又地区第二放課後児童クラブ		小学校敷地内専用教室	50人	75-3237		
桃生地区	中津山第一小	桃生地区第一放課後児童クラブ	せんだんの杜ものうなかつや ま敷地内専用教室	40人	76-1887	(社福)東北福祉会
	中津山第二小、桃 生小	桃生地区第二放課後児童クラブ	桃生保健センター内	50人	90-9709	
北上地区	北上小	北上地区放課後児童クラブ	北上総合支所内	40人	67-2091	R7より シダックス大新東 ヒューマンサービス(株)
牡鹿地区	鮎川小、大原 小、寄磯小	牡鹿地区放課後児童クラブ	牡鹿保健福祉センター内	40人	98-8932	R7より (株)アンフィニ

6 利用者負担金

クラブを利用するに当たって児童1人当たり『利用者負担金』と『スポーツ安全保険』（p.17 参照）を合わせた費用負担があります。

（1）金額について

利用児童数	児童1人当たりの利用者負担金額				
	月 額 (学校授業日)	長期休業期間加算額			
		学年始	夏季	冬季	学年末
1人目	3,000円	750円	3,000円	750円	750円
2人目以降	1,500円	375円	1,500円	375円	375円

※学年始休業期間とは4月の春休みを、学年末休業期間とは3月の春休みをいいます。

※同一世帯で2人目からは半額になります。

（2）振替日

毎月月末（月末が土日祝日の場合、翌金融機関営業日）

（3）支払方法について

原則、口座振替でのお支払いとなります。

残高不足等により口座振替ができなかった方については、納付書を発行いたしますので、石巻市役所（子育て支援課・各総合支所）窓口、スマホ等決済アプリ、各金融機関窓口、コンビニエンスストアで速やかにお支払いください。

（4）留意事項

- ◇児童クラブに在籍している間は、月に一度もご利用がなかった場合でも利用者負担金をご負担いただきます。（日割り計算はありません。）
- ◇年度途中に口座振替の手続き（口座変更の手続き）をした場合、手続き後1～2か月は納付書でお支払いいただくことがあります。
- ◇利用者負担金とは別に、児童クラブで行う各種行事、保護者会の費用をご負担いただく場合があります。

7 コドモン（アプリ）への登録について

児童クラブでは、出欠確認、児童の入退室情報等、その他の連絡はコドモン（アプリ）を使用しています。災害などの緊急連絡もコドモンで連絡しますので、市より配布される「保護者アプリのご案内※」に従い、必ず登録をお願いします。

※「保護者アプリのご案内」については、4月利用開始の場合は3月中旬～下旬に、随時入級の場合は承諾通知書に同封して送付いたします。



Q 1. 延長保育や保育所のような一時保育は実施していますか。

A 1. 実施しておりません。

Q 2. 児童の送迎はありますか。

A 2. 送迎は行っておりません。帰宅方法は、保護者のお迎えかひとり帰りとなります。ひとり帰りの場合、各小学校の下校時刻に合わせての下校となります。

Q 3. 勉強も教えてもらえますか。

A 3. 児童クラブでは学習指導ができませんが、宿題を自主的にするように声がけをし、習慣づけの指導をしています。ただし、行事内容等により、宿題をする時間の確保ができないことがあります。

Q 4. 具体的な活動内容を教えてください。

A 4. 児童クラブではブロック、ボードゲーム、工作、読書、宿題など、外遊びでは縄跳び、ドッジボールなど自由遊びを中心に過ごします。児童クラブは集団生活となりますので、“ルールを無視した行動”や“危険な行動”があった場合は、支援員等が生活指導を行います。また、他の児童に繰り返し危害を加える等がある場合は、規定により利用を停止させる場合がありますのでご注意ください。

Q 5. 児童クラブを民間に委託することでどうなりますか。

A 5. ◇運営主体…事業の運営主体は市となるため、基本的な児童クラブの活動に関してはこれまでと変わりません。市の方針に基づいて民間事業者が創意工夫し、利用する児童が安心して楽しく過ごせる場所となるよう、努めてまいります。

◇支援員等…委託事業者が雇用する支援員等が配置されます。

◇開所時間…施設によっては、開所時間の延長などの独自で事業を行う場合があります。独自事業を実施する際には、事前に児童クラブから説明・お知らせいたします。

◇利用負担…市が設定する利用者負担金と同額です。

ただし、開所時間の延長や土曜開所など、民間事業者が独自で行う事業に関しては、各事業者の規定によります。

Ⅱ 利用申請について

1 利用基準

利用するには、以下の全ての要件を満たす必要があります。

要件を満たさない場合は、登録できませんので、ご確認の上お申込みください。

- (1) 児童クラブがある小学校又は石巻支援学校小学部に在学する児童であること。
- (2) 児童クラブ利用者負担金に未納がないこと。(※兄弟姉妹の利用による滞納を含む。)
- (3) 児童クラブでの集団生活に適応できると認められる児童であること。
- (4) 保護者等（父母及び同居・同一敷地内の75歳未満の祖父母）が下記の利用基準のいずれかを満たすこと。

要件		利用可能期間
就労（内定）	仕事により家庭にいない場合（自営業を含む。） ※平日において、 午後1時を超える時間まで勤務していること。 なお、通勤時間は考慮しない。	就労期間
就学、技能訓練等	就学又は、就労のための技能訓練中の場合	就学又は技能訓練の期間
母親の出産等	母が妊娠中、又は出産後間もない場合	母親の出産前後（出産日の前後2か月）
疾病等	病気、負傷、心身に障害がある等	児童の監護ができない期間
病人の看護等	その家庭に長期にわたる病人や心身に障害のある人がいるため、常に親が看護に当たっている場合	
家庭の災害	火災や風水害、地震などの災害により家屋を失う、あるいは破損し保育ができない場合	
その他	児童を保育できない特別な事情があり、上記に類する状態にあると市長が認める場合	

【留意点】

- ◇ 保護者が昼間就労しており、勤務時間が午後1時を超えない家庭については、長期休業期間のみ利用申請が可能です。
- ◇ 「求職中」の場合、就労先が決まるまでは、受入れすることができません。
- ◇ 「育児休業中」の利用はできません。
- ◇ 同居祖父母の「疾病」については、症状が重く、療養期間が長期にわたる場合に限ります。
- ◇ 定員を超える申込みがあった場合、利用基準を満たしていても待機となる場合があります。

育児休業を取得されている方へ

現在、育児休業を取得されている方で、5月中に復帰される場合には、一斉申請受付期間（p.7参照）に申込みをしてください。その場合、利用希望期間は、復帰される日からとなります。

なお、6月1日以降に復帰される場合には、随時入級扱いとなりますので、利用を希望される10日前までに申請してください。※ 申請時点で既に定員を超えている場合は待機となります。

2 申請について

(1) 令和7年4月利用開始分

募集期間 令和6年11月1日(金)～令和6年11月15日(金) ※一斉申請受付期間

提出場所 在籍している又は入学する小学校の児童クラブ

受付時間 午後1時～午後5時(児童クラブ開所時間内) ※土日祝日を除く

※定員を超えて申込みがあった場合、待機となる可能性があります。

(2) 随時入級

提出期限 利用希望日の10日前まで

提出場所 在籍している小学校の児童クラブ

又は市役所(子育て支援課、各総合支所市民福祉課)

※既に定員を超えている場合は待機となります。

(3) 長期休業期間

申請受付は、長期休業期間の約1か月前にホームページでお知らせします。

(募集時期) 夏休み：6月中旬

冬休み：11月下旬

春休み：2月下旬

3 申請書の配布について

(1) 配布開始日

令和6年10月下旬

(2) 配布場所

各児童クラブ、市役所(子育て支援課、各総合支所市民福祉課)

※渡波支所、稲井支所、荻浜支所、蛇田支所では配布していません。

各種書類は、石巻市ホームページからもダウンロードできます

【一斉申込期間(4月利用開始分)】

【随時入級】

(アクセス期限：令和7年2月28日)



4 提出書類

●全ての方に必要となる書類

No.	必要書類	留意事項等
1	石巻市児童クラブ 利用申請書	・継続する方も、必ず提出してください。 ・<u>児童1人につき1枚ずつ提出してください。</u>

●状況により必要となる書類

1～4のうち該当する要件の必要書類を必ず提出してください。なお、以下の1～3は、父母及び同居（同一敷地内）の祖父母（75歳未満）それぞれ1部ずつ提出してください。

No.	状況	必要書類	留意事項等
1	就労（内定）している場合	就労証明書 ※証明日が提出日から3か月以内のもの ※自営業の場合、この他に「税務署等に提出した確定申告書の写し」	・勤務先から証明を受けてください。 ※契約期限がある方は契約更新の確認のため、更新後に就労証明書を再提出してください。 ・自営業の方も同じ様式になります。 ・兄弟姉妹の利用の場合、<u>原本は1部で結構ですので、残りの人数分はコピーで構いません。</u>
2	就労（内定）しており、就労証明書の提出が遅れる場合	就労証明書遅延申立書	・兄弟姉妹の利用の場合、<u>原本は1部で結構ですので、残りの人数分はコピーで構いません。</u> ・就労証明書は、発行され次第、速やかに申請した児童クラブへ提出してください。 ・本申立書で申告した<u>就労証明書提出予定日から2週間を過ぎても、未提出の場合は審査不可若しくは利用申請の取下げとなります。</u>
3	療養や介護等、就労以外の要件で申立てする場合	就労外要件申立書 ※併せて要件ごとに必要な書類を添付 ※同居の祖父母（75歳未満）は、申立書の提出は不要。（必要書類のみ添付）	・<u>要件ごとに添付書類が必要となりますので、併せて提出してください。</u>添付書類については、「就労外要件申立書について」（P. 9）を参照ください。
4	申請時点で他市町村に住民票がある場合	保護者の住民票 ※父母一方の分のみで結構です。	・石巻市へ転入予定で、申請時点で石巻市に住民票がない場合には、申請時点の住所地の住民票を提出してください。 ・石巻市への転入手続きが終わりましたら、速やかに各児童クラブ若しくは子育て支援課へ連絡してください。

5 就労外要件申立書について

- ◇「就労外要件申立書」は、保護者の状況により、記入していただく欄が異なります。
- ◇「申立者」の氏名は、申請者（保護者）氏名や児童名ではなく、「就労外要件を申し立てる方」の氏名を記入してください。
- ◇下記を確認の上、要件ごとに必要な添付書類を必ず提出してください。

No.	申立者の状況 (就労以外)	記入する欄	添付書類
1	病気等により、 入院、療養、通院等 をしている方	傷病等	【父母】 ○ 診断書（指定の様式があります。） ※医師の診断が必要です。診断書は、必ず指定の様式を提出してください。 ※医師から「保育に支障なし」と診断された場合は利用要件に該当しませんので、利用できません。 ※診断書の取得にかかる費用はご負担ください。 【同居の75歳未満の祖父母（添付書類のみ）】 ○ 病院の領収書の写し又はお薬手帳の写し等 ※直近のもので通院状況や身体状況の分かるもの
2	心身に障害のある方	心身障害	【父母】 ※①、②のいずれか1つ ① 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳のいずれか該当する手帳の写し ② 診断書（指定の様式があります。）
3	出産（予定）の方	出産	【父母】 ○ 母子手帳の写し（表紙及び分娩予定日の記載がある頁） ※出産日の2か月後の月末以降、育児休業を取得される場合や求職活動をされる場合は利用できません。
4	親族の看護（介護） をしている方	看護（介護） 付添	【父母】 ※①、②のいずれか1つ ① 看護対象者の診断書（任意様式・写し可） ② 介護が必要な状況が分かるもの ※介護対象者の具体的な状況が記載されているものを提出してください。 【同居の75歳未満の祖父母（添付書類のみ）】 ○ 介護保険証の写し等 ※介護が必要な状況が分かるもの
5	就学している方又は 就労のための技能訓練 中の方	就学又は 技能訓練中 等	【父母】 ※①、②のいずれか1つ ① 在学証明書（原本） ② 学生証の写し ※在学期間以外は利用できません。

※申請内容に変更が生じた場合には、速やかに申し立て、再度書類を提出してください。

※申請内容に虚偽が認められた場合には、利用承諾を取り消します。

※保育ができない理由が「高齢」に該当する同居の75歳以上の祖父母は、年齢確認のため、保険証等の写しを提出してください。

6 申請書類の審査

提出いただいた申請書類により、学年や保護者の就労状況、保護者以外の同居状況やその他の家庭状況等を踏まえた審査を行い、利用の優先順位を設定し、利用の可否について決定します。

- ◇ 新規及び継続申請者の一律審査を行い、利用の可否を決定します。申請者数が定員を超えている場合には、優先度の高い方から順に利用調整をしますが、待機となる場合があります。
- ◇ 申請期間以降に申請された方については、申請期間内に申請された方の審査後に、定員に空きがあった場合は受入れ可能となります。
- ◇ 世帯に児童クラブ利用者負担金の未納がある場合には、未納状況も審査の対象となり納付が確認できない場合は利用承諾いたしません。
- ◇ 「育児休業中」による利用はできませんので、職場へ復帰される日からの受入れとなります。
- ◇ 保護者が「求職中」の場合、就労先が決まるまでは、受入れすることができません。
- ◇ 申請内容に虚偽が認められた場合には、利用承諾を取り消します。

7 利用申請書記入の際の注意点

- (1) 必要な箇所を漏れなく記入してください。記入漏れがある場合には、申請を受け付けできない場合がありますので、提出前に再度ご確認ください。
- (2) 修正テープや修正液は使用しないでください。押印不要の様式を訂正する場合には、訂正箇所に二重線を引き、訂正箇所の右斜め上に申請者のサイン(フルネーム)をご記入ください。
- (3) 消えるボールペンは使用しないでください。

8 審査結果の通知

【利用(不)承諾の場合】

審査結果の通知は、令和7年1月下旬を予定しています。新規児童(兄弟姉妹含む。)についてはご自宅へ郵送で、令和7年1月時点で利用している児童については各児童クラブを通じてお知らせします。

【保留の場合】

求職中や、書類不備等の理由により、「保留」状態となった場合は通知を送付しますので、通知にある期日までに必要書類を提出してください。

なお、期日までに提出がない場合には、利用申請は無効となりますのでご注意ください。

また、申請無効後に条件を満たされた場合、再度審査判定しますが、利用予定の児童クラブが定員を超えている場合は待機となります。

9 記入例

様式第1号（第5条関係）

石巻市児童クラブ利用申請書

令和 6 年 11 月 1 日

石巻市社会福祉事務所長 殿

保護者欄には納義務者になる方を記入してください。

〒 986-8501
申請者 住所 石巻市穀町14番1号
(保護者) 氏名 石巻 太郎
電話 95-1111

押印不要

令和 7 年度の児童クラブの利用について、次のとおり申請します。

令和 7 年 4 月からの学年を記入してください。

(フリガナ) 氏 名	イシノマキ	シロウ	生年月日	平成 7 年 12 月 4 日			
	石 巻	二 郎					
学校名	石巻市立	□□	小学校	学年	1 年生	性別	☒ 男 ☐ 女
利用状況	☒ 新規 ☐ 継続もしくは過去に利用したことがある						
就学前の所属	△△保育所		利用予定	☒ 月	☒ 火	☒ 水	☒ 木 ☒ 金
緊急時連絡先	①連絡先(母 職場) 〇〇-〇〇〇〇		②連絡先(母携帯電話) 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇		③連絡先(自宅) 〇〇-〇〇〇〇		
児童の健康状態	☐ 良好 ☒ 持病あり		医療機関: □□□クリニック 診 断 名: ぜんそく、食物アレルギー(卵)				
集団生活への適応状況	☐ 良好 ☒ 配慮が必要		配慮が必要な点: 落ち着きがない。 周囲の刺激(音・におい等)が気になる。				
利用希望期間	☒ 通年(令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで) ☐ 長期休業期間(☐ 学年始 ☐ 夏季 ☐ 冬季 ☐ 学年末)※休業期間ごとに申請が必要です。						

単身赴任の場合、勤務先名称の後ろに、(単身赴任中)と記入してください。
進学先が未定の場合には、「大学進学予定」等と記入してください。
学生の場合には、令和 7 年 4 月からの学年を記入してください。

してください。

氏名 等	関係	生年月日	年齢	所属・職業等	きょうだいの申請
イシノマキ 太郎 石巻 太郎	父	S58年 5月 16日	41	石巻地方広域水道企業団	☐ 有 ☐ 無
イシノマキ ハナコ 石巻 花子	母	S59年 8月 10日	40	石巻市立病院	☐ 有 ☐ 無
イシノマキ イチロウ 石巻 一郎	兄	H25年 5月 1日	11	□□小学校 6年	☒ 有 ☐ 無
イシノマキ サブロー 石巻 三郎	弟	R2年 11月 1日	4	△△保育所	☐ 有 ☐ 無
イシノマキ シロウ 石巻 市郎	祖父	S29年 7月 22日	70	株式会社〇〇〇	☐ 有 ☐ 無
イシノマキ ユメコ 石巻 夢子	祖母	S34年 8月 22日	65	無職	☐ 有 ☐ 無
					☐ 有 ☐ 無

住民票上は世帯分離をしていますが、同居(同一敷地内に居住)している方は漏れなく記入してください。令和 7 年 4 月 1 日時点の年齢を記入してください。

2 児童クラブの利用が必要な理由等(※要件は1つの項目のみ選択してください。)

要件	父	☒ 就労 ☐ 本人の疾病・障害 ☐ 家族の介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 就学(就学先:) ☐ その他()
	母	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産(出産予定日の前後2ヵ月) ☐ 本人の疾病・障害 ☐ 家族の介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 就学(就学先:) ☐ その他()
家庭の状況	☐ ひとり親家庭 ☐ 離婚前提別居(離婚調停中等)	
申請理由	※世帯の状況等児童クラブの利用が必要な理由を具体的に記入してください。	

3 家族状況調査

(1) 祖父母の状況

① 父方の祖父母の状況

続柄	(フリガナ) 氏 名	生年月日	同居の有無	保育が必要ない理由	住 所 (※番地まで記入)
祖父	イシノマキ シロウ 石巻 市郎	S29年 7月22日 (70歳)	☒ 同居 ☐ 別居 ☐ 不在	☒ 就労 ☐ 遠方に居住 ☐ 介護(対象者:) ☐ 高齢(75歳以上のみ) ☐ 疾病(病名:) (症状:) ☐ 死別 ☐ 離別 ☐ その他()	☒ 市内(石巻市穀町 14番1号) ☐ 市外(県 市)
祖母	イシノマキ ユメコ 石巻 夢子	S34年 8月22日 (65歳)	☒ 同居 ☐ 別居 ☐ 不在	☐ 就労 ☐ 遠方に居住 ☐ 介護(対象者:) ☐ 高齢(75歳以上のみ) ☒ 疾病(病名: 慢性腎不全) (症状: 吐き気・食欲不振・呼吸困難・高血圧) ☐ 死別 ☐ 離別 ☐ その他()	☒ 市内(石巻市穀町 14番1号) ☐ 市外(県 市)

② 母方の祖父母の状況(※同敷地)

続柄	(フリガナ) 氏 名	生年月日	同居の有無	保育が必要ない理由	住 所 (※番地まで記入)
祖父	ミヤギ ケンタロウ 宮城 県太郎	S30年 1月13日 (歳)	☐ 別居 ☒ 不在	☐ 疾病(病名:) (症状:) ☒ 死別 ☐ 離別 ☐ その他()	☐ 市内(石巻市) ☐ 市外(県 市)
祖母	ミヤギ ハギノ 宮城 萩乃	S31年 2月13日 (69歳)	☐ 同居 ☒ 別居 ☐ 不在	☐ 就労 ☒ 遠方に居住 ☐ 介護(対象者:) ☐ 高齢(75歳以上のみ) ☐ 疾病(病名:) (症状:) ☐ 死別 ☐ 離別 ☐ その他()	☐ 市内(石巻市) ☒ 市外(岩手県一関市 竹山町7番2号)

※住所確認のため、住民基本台帳を閲覧することに同意します。

☒同意チェック欄

※利用者負担金の滞納が続く場合、申出により児童手当から徴収することに同意します。

☒同意チェック欄

(2) 保育協力者の状況(お子さんの送迎)

チェックを忘れないようにしてください。

児童との 関係	(フリガナ) 氏 名	住 所	送迎方法	連絡先
祖母	イシノマキ ユメコ 石巻 夢子	〒986-8501 石巻市穀町14番1号	☐ 自動車 ☒ 徒歩 ☐ 自転車 ☐ ()	〇〇-〇〇〇〇
叔母	イシノマキ ツ ツ シ 石巻 つつじ	〒986-0861 石巻市城田字上中坪99番地3	☒ 自動車 ☐ 徒歩 ☐ 自転車 ☐ ()	〇〇〇-〇〇〇〇- 〇〇〇〇

就労証明書

石巻市長(管理者)
石巻市社会福祉事務所長 宛

証明日 西暦 年 月 日

事業所名

代表者名

所在地

電話番号

担当者名

記載者連絡先

下記の欄

※本証

事業所記入欄

保護者記入欄

内容について確認があるときは、記載の連絡先に問い合わせる場合があります。

変更を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

チェック欄があるものは、該当するものにチェックを入れてください。

No.	項目	記載欄																																																												
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()																																																												
2	フリガナ 本人氏名	イシノマキ タロウ 石巻 太郎																																																												
3	雇用(予定)期間等	☒ 無期 ☐ 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 2015 年 4 月 1 日 ~ 年 月 日																																																												
4	本人就労先事業所	名称 石巻市役所 住所 石巻市殿町14番1号																																																												
5	雇用の形態	☐ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 合計時間を記入してください。 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()																																																												
6	就労時間 (固定就労の場合)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td><td>日</td><td>祝日</td><td>合計時間</td><td>月間 157 時間 30 分 (うち休憩時間 1260 分)</td></tr> <tr> <td>☒</td><td>☒</td><td>☒</td><td>☒</td><td>☒</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="9">一月当たりの就労日数 月間 21 日 一週当たりの就労日数 週間 5 日</td><td></td></tr> <tr> <td colspan="9">平日 8 時 30 分 ~ 17 時 0 分 (うち休憩時間 60 分)</td><td></td></tr> <tr> <td colspan="9">土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)</td><td></td></tr> <tr> <td colspan="9">日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)</td><td></td></tr> </table>	月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計時間	月間 157 時間 30 分 (うち休憩時間 1260 分)	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐			一月当たりの就労日数 月間 21 日 一週当たりの就労日数 週間 5 日										平日 8 時 30 分 ~ 17 時 0 分 (うち休憩時間 60 分)										土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)										日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)									
月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計時間	月間 157 時間 30 分 (うち休憩時間 1260 分)																																																					
☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐																																																							
一月当たりの就労日数 月間 21 日 一週当たりの就労日数 週間 5 日																																																														
平日 8 時 30 分 ~ 17 時 0 分 (うち休憩時間 60 分)																																																														
土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)																																																														
日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)																																																														
	就労時間 (変則就労の場合)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>合計時間</td><td>☐ 月間 ☐ 週間 時間 分 (うち休憩時間 分)</td></tr> <tr> <td>就労日数</td><td>☐ 月間 ☐ 週間 日</td></tr> <tr> <td>主な就労時間帯・シフト時間帯</td><td>時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)</td></tr> </table>	合計時間	☐ 月間 ☐ 週間 時間 分 (うち休憩時間 分)	就労日数	☐ 月間 ☐ 週間 日	主な就労時間帯・シフト時間帯	時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)																																																						
合計時間	☐ 月間 ☐ 週間 時間 分 (うち休憩時間 分)																																																													
就労日数	☐ 月間 ☐ 週間 日																																																													
主な就労時間帯・シフト時間帯	時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)																																																													
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>年月</td><td>2024 年 10 月</td><td>年月</td><td>2024 年 9 月</td><td>年月</td><td>2024 年 8 月</td></tr> <tr> <td>22 日/月</td><td>164 時間/月</td><td>20 日/月</td><td>149 時間/月</td><td>22 日/月</td><td>164 時間/月</td></tr> </table>	年月	2024 年 10 月	年月	2024 年 9 月	年月	2024 年 8 月	22 日/月	164 時間/月	20 日/月	149 時間/月	22 日/月	164 時間/月																																																
年月	2024 年 10 月	年月	2024 年 9 月	年月	2024 年 8 月																																																									
22 日/月	164 時間/月	20 日/月	149 時間/月	22 日/月	164 時間/月																																																									
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 8~18は、該当する場合のみ記入してください。																																																												
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日																																																												
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他()																																																												
11	復職(予定)年月日	☐ 復職予定 ☐ 復職済み 年 月 日																																																												
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)																																																												
13	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無																																																												
14	(雇用契約の)満了後の更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定																																																												
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否																																																												
16	育休延長可否	時期により就労形態が変わる場合など、必要により記入してください。																																																												
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日																																																												
18	備考欄																																																													

就労時間が不規則な場合には、比較的多い就労パターンを記入してください。複雑な場合には、備考に記入してください。

No.	項目	記載欄																				
19	保護者記載欄	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>児童名</th> <th>生年月日</th> <th>施設名</th> <th>☐ 利用中 ☒ 申込中(第一希望)</th> </tr> <tr> <td>石巻 二郎</td> <td>2018 年 12 月 4 日</td> <td>石巻地区第一放課後児童クラブ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>児童名</td> <td>生年月日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>児童名</td> <td>生年月日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>児童名</td> <td>生年月日</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☒ 申込中(第一希望)	石巻 二郎	2018 年 12 月 4 日	石巻地区第一放課後児童クラブ		児童名	生年月日			児童名	生年月日			児童名	生年月日		
児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☒ 申込中(第一希望)																			
石巻 二郎	2018 年 12 月 4 日	石巻地区第一放課後児童クラブ																				
児童名	生年月日																					
児童名	生年月日																					
児童名	生年月日																					

対象になる児童名、施設名を忘れずに記入してください。

就労証明書遅延申立書

石巻市社会福祉事務所長 殿

申込期間内に就労証明書の提出が難しい場合のみ提出してください。
※申し立てる方ご本人が記入してください。

提出予定日から2週間を過ぎても、就労証明書が提出されない場合、利用承諾ができない、若しくは利用承諾が取下げとなります。

申立日 令和 年 月 日

住所 申し立てる方の住所を記入してください。

申立者 申し立てる方の氏名を記入してください。

押印は不要です。

放課後児童クラブ利用申請における就労証明書の提出について、発行までに時間を要するため、遅延いたす場合がございます。つきましては、次のとおり就労状況を申告し、証明書の提出予定日（又は入級日）より2週間以内に就労証明書を提出します。

1	提出予定日	令和 6 年 1 1 月 3 0 日	
2	①雇用期間	☒ 無期	採用年月日 平成 1 7 年 4 月 1 日
		☐ 有期	年 月 日 ~ 令和 年 月 日
	②勤務先名称	石巻市役所	
	③勤務先住所・電話番号	石巻市穀町14番1号 (電話番号 95-1111)	
	④雇用形態	☐ 自営業 ☒ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 派遣職員 ☐ その他 ()	
	⑤就労日数	就労日数：週 5 回	
		☒ 月 ☒ 火 ☒ 水 ☒ 木 ☒ 金 ☐ 土 ☐ 日 ☐ 不	
	⑥就労時間	☒ 固定就労 ☐ 変則就労	
		8 時 3 0 分 ~ 1 7 時 0 0 分 (月 ~ 金 曜日)	
		時 分 ~ 時 分 (曜日)	
時 分 ~ 時 分 (曜日)			
⑦産前・産後休業の取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 期間終了		
※該当する場合のみ	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
⑧育児休業の取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 期間終了		
※該当する場合のみ	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
⑨復職予定日	令和 年 月 日		
3	備考欄		

有期の場合には、雇用期間を記入してください。

就労パターンが不規則の場合には、比較的多い就労パターンを記入してください。

⑦、⑧は該当する場合に記入してください。その場合、⑨も記入してください。

忘れずに記入してください。

保護者記入欄

児童名 (年)	生年月日 平成 年 月 日	施設名 放課後児童クラブ
児童名	生年月日 平成 年 月 日	施設名 放課後児童クラブ
児童名	生年月日 平成 年 月 日	施設名 放課後児童クラブ

【申請手続きについて】

Q 1. 同居の祖父母（同一敷地内）は、どのように判断するのでしょうか。

A 1. 住民票の取り扱い（同一世帯・別世帯）に関わらず、以下の場合は同居していると判断されます。

- ① 同居している場合（二世帯住宅を含む。）
 - ② 同一敷地内で別居している場合（共同住宅の同一棟に居住している場合を含む。）
- ※同一敷地内…塀や公道（私道）などにより、完全に分断されていない敷地

Q 2. 令和6年11月時点では仕事をしていますが、令和7年4月から仕事をする予定です。申請は可能でしょうか。

A 2. 申請は可能です。ただし、審査結果は『保留』となり、3月中旬（期日については別途通知にてお知らせ）までに就労証明書（内定証明書等）の提出ができない場合や、勤務時間などの要件を満たさない場合には、利用することができません。

Q 3. 申込期間内に申込みができませんでした。

A 3. 受付期間以降も随時受け付けいたしますが、速やかにお申込みください。なお、既に定員を超えている場合は、低学年であっても待機となりますのでご了承ください。

Q 4. 受付期間後に転居（転入）を予定している場合、手続きはどのようになるのでしょうか。

A 4. 市外から転入する場合、入級日までに転入し、住所が確定している場合は申請が可能です。本市内で転居する場合（入学・所属する小学校が変更となった場合）は申請書のみ再提出してください。ただし、児童クラブが定員を超えている場合は待機となります。

Q 5. 育児休業中の利用は可能ですか。

A 5. 育児休業中の利用はできません。出産を要件とする場合には、児童の母親の分娩予定日の2か月前から出産日の2か月後の月末まで利用可能です。その際は、就労外要件申立書を提出してください。出産日の2か月後の月末までに職場へ復帰される場合には引き続き利用が可能です。必ず就労証明書を提出してください。

なお、入級後の年度途中に出産し、育児休業を取得される場合には、一度利用を中止し、職場に復帰される際に改めて、利用申請手続きが必要となります。

【 児童クラブの入級調整について 】

Q 1. 定員は学年ごとに決まっていますか。また、子どもが低学年の場合、必ず入級できますか。

A 1. 定員は、学年ごとではなく全学年で決めています。定員を超える申込みがあった場合、就労（外）要件の内容や世帯状況等を指数化して審査を行い、その指数の高い児童から入級を決定します。そのため、低学年であっても入級できない場合があります。

Q 2. 仲のいい友達がいるクラブに異動できますか。

A 2. 地区に複数のクラブがある場合、クラブの選択は原則できません。ただし、身体の状態等により希望を考慮する場合があります。

Q 3. 前年度と同じクラブに入級することはできますか。

A 3. 地区に複数のクラブがある場合、学年で振り分けを行っている地区や、兄弟姉妹の利用の有無などによる利用人数のバランスを加味し振り分けを行っていますので、必ずしも前年度と同じクラブとは限りません。

【 その他 】

Q 1. 事前に児童クラブを見学することはできますか。

A 1. 可能です。児童クラブに見学したい旨をお問い合わせの上、見学してください。

Q 2. 令和 7 年度の入級が決定した場合、春休み期間中の利用はできますか。

A 2. 新規児童は、4 月 1 日から 4 月 7 日までの春休み期間が利用可能です。

	令和 6 年度	令和 7 年度
	3 月 23 日～3 月 31 日	4 月 1 日～4 月 7 日
新 1 年生	×	利用可能
令和 6 年度入級していない 新 2～6 年生	別途申請が必要 ※	利用可能

※ 3 月の春休み期間（学年末休業期間）のみ利用を希望する場合には、別途申請が必要となります。2 月下旬から申請を受付しますので、各児童クラブへ申請してください。なお、クラブの空き状況によっては、受け入れできない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

Ⅲ 入級決定後の各種手続きについて

1 口座振替

利用者負担金のお支払いについては、原則、口座振替となります。

入級するお子さんが過去1度でも手続きをしたことがある場合、登録された口座情報が引き継がれますので、再度の手続きは必要ありません。手続き方法については、以下2通りとなります。

① 金融機関窓口での手続き

「石巻市市税等口座振替申込書」に必要事項を記入の上、金融機関窓口へ提出する。

※「石巻市市税等口座振替申込書」の様式については、市役所・児童クラブ窓口のほか、金融機関にもございます。

② 市役所窓口での手続き

本人確認書類、キャッシュカードを持参の上、登録手続きを行う。

《口座振替登録可能金融機関》

岩手銀行、東北銀行、七十七銀行、北日本銀行、仙台銀行、石巻信用金庫、石巻商工信用組合（※）、東北労働金庫、石巻農業協同組合、東日本信用漁業協同組合連合会（※）、ゆうちょ銀行 以上

※「石巻商工信用組合」、「東日本信用漁業協同組合連合会」の口座を登録する場合は、①の登録方法のみ対応していますので、金融機関窓口にて登録をお願いします。

※新規登録する場合は、既に兄弟姉妹と同一の口座であっても口座登録が必要です。

2 スポーツ安全保険

万が一の事故に備え、スポーツ安全保険（傷害保険）への加入を推奨しています。

- (1) 申請場所 入級（予定）の児童クラブ
- (2) 保 険 料 800円（年額）
- (3) その他

◇ 各運営事業者により、加入方法が異なる場合がありますので、詳細については児童クラブにお問い合わせください。

3 与薬依頼書

お子様に与薬（投薬）を行う必要がある場合は、事前に「与薬依頼書」に必要事項を記入して、児童クラブに提出してください。

ただし、薬の種類や与薬方法が医療行為に当たる場合は、児童クラブで対応できない場合があります。

事由	提出書類	備考（注意点）
医師の処方によって 薬局で調剤したもの	与薬依頼書	※医師の署名が必要
市販薬（内服薬・外用薬）	与薬依頼書（市販薬）	

4 利用者負担金の減免申請

要件に該当する世帯の方は、③をご確認の上、必要書類を各児童クラブ又は市役所へご提出ください。

(1) 申請時期

- ◇ 令和7年4月1日から児童クラブを利用し、4月から減免を希望される場合は、4月中に申請してください。
- ◇ 年度途中からの減免については、申請書及び添付書類を受理した日が属する月からの適用となります。

(1) 要件及び必要書類

以下 1 ～ 3 のいずれかに該当する方は、申請により利用者負担金が全額減免となります。

減免となる事由	提出書類
1 生活保護を受けている世帯	① 児童クラブ利用者負担金減免申請書 ② 生活保護受給証の写し
2 令和6年度(令和5年中の所得)の市町村民税が非課税世帯、 <u>かつ</u> 、母子・父子世帯	① 児童クラブ利用者負担金減免申請書 ② 児童扶養手当証書の写し又は母子・父子家庭医療費受給者証の写し ③ <u>令和6年度(令和5年中の所得)</u> の非課税証明書
3 令和6年度(令和5年中の所得)の市町村民税が非課税世帯、 <u>かつ</u> 、在宅障害児(者)を有する世帯	① 児童クラブ利用者負担金減免申請書 ② 身体障害者手帳の写し、療育手帳の写し、特別児童扶養手当受給証明書の写し、年金証書の写し、年金振込通知書の写しのいずれか1通 ③ <u>令和6年度(令和5年中の所得)</u> の非課税証明書

◇ 母子・父子世帯とは、

母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で、現に児童を扶養している者の世帯（母子家庭世帯又は父子家庭世帯）のことをいいます。

◇ 市民税非課税世帯とは、

利用児童と同一世帯で、18歳以上の方全員（祖父母、叔父、叔母等含む。）が令和6年度（令和5年中の所得）の市町村民税が非課税である世帯のことをいいます。

◇ 在宅障害児（者）とは、

身体障害者手帳の交付を受けた方、療育手帳の交付を受けた方、特別児童扶養手当の支給対象児及び国民年金の障害基礎年金等の受給者のうちのいずれかに該当する方で、施設に入所又は病院に入院していない方をいいます。

(2) 結果のお知らせ

審査が終了次第、書面にてお知らせいたします。

(3) 留意事項

- ◇ 減免を受けるには、年度ごとに申請が必要になります。
- ◇ 申請書類に不足や不備がある場合には、受け付けすることができません。
- ◇ 各月おおむね10日以降に申請を受け付けた場合、口座引き落としの手続きを過去一度でもされている方は、一度負担金が引き落とされる場合があります。その後減免が認められた場合、引き落とされた負担金は還付いたします。
- ◇ 要件に該当しないこととなった場合は、速やかに市役所又は児童クラブへお申し出ください。

なお、減免事由が消滅した日の属する月の翌月から利用者負担金が発生します。

5 各種変更申請

申請書への記載事項に変更がある場合や、児童クラブの申請を取り下げされる場合には、下記のとおり期日までに児童クラブへ必要書類を提出してください。（まだ利用を開始していない場合でも、提出が必要となります。）

No.	該当事由	必要書類	期日
1	住所、連絡先、氏名などが変更となった場合	利用変更届出書	速やかに提出してください。
2	就労証明書の内容が変更となった場合 (勤務時間、職場が変更等)	就労証明書	
3	退職し、求職することとなった場合	利用休止届出書	
4	ご家庭の都合などにより長期間（最大2か月間）お休みされる場合	利用休止届出書	
5	入級要件が変更となった場合（就労から疾病等）	要件に沿った必要書類（P5参照）	
6	児童クラブの利用を中止・辞退する場合	【中止する場合】 利用中止届出書 【辞退する場合】 利用申請取下書	【中止する場合】 中止希望月末まで 【辞退する場合】 利用開始日前

【 注意点 】

- ◇ 利用休止届出書を提出し、月始から月末まで1月休止する場合は、利用者負担金は発生しませんが、手続きを行わないで休む場合や、休止期間途中で児童クラブを利用した場合は、利用者負担金が発生します。
- ◇ 利用中止届出書を提出した後、再度利用したい場合は新規申請が必要となります。
中止希望月末を過ぎて提出した場合、中止希望月次月までの利用料が発生します。
例) 中止希望月9月 ⇒ 利用中止届出書の提出が9月30日 ⇒ 利用料9月分まで請求
中止希望月9月 ⇒ 利用中止届出書の提出が10月1日 ⇒ 利用料10月分まで請求
- ◇ 長期休業期間の休止・中止については、期間開始前の申請が必要となります。期間開始後の手続きとなった場合、利用の有無にかかわらず負担金が発生します。

Ⅳ 入級決定後の注意事項について

1 出欠確認について

- ◇ 学校を欠席又は早退等により、児童クラブを利用しない場合も児童クラブへ連絡してください。欠席連絡が無い場合、お子様の安否確認が必要なため、保護者の方に電話連絡しますの
で、あらかじめご了承ください。

2 お迎え・帰宅方法について

- ◇ 児童クラブが閉所する午後6時までにお迎えをお願いします。また、お仕事が終わりましたら速やかなお迎えと、お休みの日には児童クラブをお休みいただき、お子様とご家庭での時間をお過ごしください。
- ◇ 小学校の完全下校時刻以降に帰宅する場合は、安全面の観点から必ず保護者の方のお迎えが必要です。
- ◇ 事前に塾や習い事等がある日を児童クラブに連絡いただければ、時間に遅れないように対応いたしますが、その時間が小学校の完全下校時刻以降になる場合は、安全面の観点から必ず保護者の方のお迎えが必要です。なお、塾や習い事等での早帰り後の再来所は、お断りしています。

3 持ち物及び準備物について

- ◇ 児童クラブにより持ち物や、準備物が異なります。判断に迷った際には、入級する予定の児童クラブへお問い合わせください。

4 体調不良やケガについて

- ◇ お子様の体調不良やケガをした場合は、すぐに連絡しますので、速やかなお迎えをお願いします。
- ◇ スポーツ安全保険に加入している方で、児童クラブの活動中にケガをした場合（病院を受診した場合）は、児童クラブ職員へご相談ください。

5 その他

- ◇ 夏休みなどの長期休業期間や臨時開所（土曜日等）の開所時刻は午前8時です。安全面の観点から、お子様の来所が開所時刻より前にならないようご協力をお願いします。
- ◇ 故意に施設及び備品等を破損した場合は、原則、保護者の方に修繕費用をご負担いただきます。
- ◇ ご家庭でも、来所途中・帰宅途中の安全指導（寄り道をしない、不審者に気をつけるなど）や通学路を確認するようお願いします。

V 民間の児童クラブについて

石巻市には、市が運営する児童クラブのほかに、市に届出を行った上で実施している民間の児童クラブがあります。

午後6時以降の開所や、学校から児童クラブまでの送迎支援（利用条件あり）、学習の支援など、事業者独自の支援メニューもありますので、ニーズに合わせてご利用ください。

申込方法及び利用料金等については、施設ごとに異なりますので、直接お問い合わせください。

No.	クラブ名	所在地	定員	連絡先	開所時間	独自事業
1	放課後こどもクラブ Bremen	日和が丘四丁目 1番18号	43 人	98- 3095	学校授業日 14:00～18:30 (18:30以降延長) 土曜日 13:00～16:00 学校休業日 8:00～18:30 (18:30以降延長)	送迎支援 延長開所 土曜日開所 学習支援 障害児受入 保護者相談
2	アトムズ 放課後探究クラブ	大橋三丁目 5番地2	45 人	98- 9033	学校授業日 13:00～19:00 (18:30以降延長) 土曜日（第一土曜のみ） 8:00～12:00 学校休業日 8:00～19:00 (18:30以降延長)	送迎支援 延長開所 土曜日開所 学習支援 障害児受入

令和6年9月1日現在



石 巻 市

問 い 合 わ せ 先

- ◆石巻地区 保健福祉部子育て支援課 児童育成係
電話 9 5 - 1 1 1 1 内線 2 5 2 6 ・ 2 5 2 3
- ◆河北地区 河北総合支所市民福祉課 保健福祉係
電話 6 2 - 2 1 1 7 内線 1 5 2
- ◆雄勝地区 雄勝総合支所市民福祉課 保健福祉係
電話 5 7 - 2 1 1 3 内線 3 1 1
- ◆河南地区 河南総合支所市民福祉課 保健福祉係
電話 7 2 - 2 1 1 3 内線 2 6 5
- ◆桃生地区 桃生総合支所市民福祉課 保健福祉係
電話 7 6 - 2 1 1 1 内線 2 5 3
- ◆北上地区 北上総合支所市民福祉課 保健福祉係
電話 6 7 - 2 1 1 3 内線 2 3 3
- ◆牡鹿地区 牡鹿総合支所市民福祉課 保健福祉係
電話 4 5 - 2 1 1 3 内線 1 5 3